

2022年5月

フェアコンサルティンググループは、世界 17 カ国・29 のグローバル拠点を、提携ではなくフェアコンサルティングの直営拠点として展開しています。そのうち、東南アジア・インド・オセアニア各国の情報を本ニュースレターにてお届けします。現地の情報収集目的などにご活用ください。

今月の掲載国は、以下のとおりです。（五十音順。国名をクリックすれば該当ページへ飛びます。）

[インド](#)、[インドネシア](#)、[オーストラリア](#)、[シンガポール](#)、[タイ](#)、[フィリピン](#)、[ベトナム](#)、[マレーシア](#)

インド

1. Workman 概念と労働法改革

インドでは、2020年9月までに4つのLabour Codeが成立し、29の労働法の統廃合が実施されました。この労働法改革に伴い、日系企業が留意すべき事項についても影響が及んでおります。

本稿からは、**労働法改革を前提に、インド労働法の留意点について**解説します。なお、法律の成立からすでに1年以上経過しておりますが、2022年5月現在、一部のLabour Codeは未施行の状況にございます。

① インド労働法の保護

インドでは、すべての労働者が労働法の保護を受けるわけではありません。一部の労働法では、一定のカテゴリに属する労働者についてのみ保護を与えており、このような保護を受けるかどうかで使用者として取るべき対処が大きく異なる点が、インド労働法の特徴であり、また、日系企業にとって労働問題を難しくしている理由となっていました。

② 旧法下の workman 概念

労働法改革前は、「workman」と呼ばれるカテゴリに属する場合、特に the Industrial Disputes Act, 1947 などの一部の労働法上厚い保護が与えられており、workman に該当する労働者の問題に関しては、よりインド労働法の規制に配慮しつつ対処する必要がありました。

他方で、workman に該当しない労働者(non-workman)の問題は、原則として使用者・労働者が締結した雇用契約によってのみ規律されるため、一部例外を除いてインド労働法を考慮する必要はありませんでした。

③ 新法下の worker 概念

労働法改革により、the Industrial Disputes Act, 1947 などの法律は the Industrial Relations Code, 2020 (「IR Code」)に置き換わりましたが、IR Code では、これまでインド労働法でたびたび使用されていた workman という用語が使用されておらず、代わりに worker という定義/用語が導入されています。

worker の定義は workman の定義と類似しており、経営者的・経営管理者的な立場にある者または賃金が月額 1 万 8 千ルピー超えの監督的な立場にある者を除いて、幅広く worker に該当するという形で定義づけされております。

なお、旧法下では、例えば経営者的立場の例としては、日本でいう管理職が挙げられ、自らの裁量で他者に指示を出す労働者に認定される傾向があります。また、経営管理者的の例としては、工場のライン長のように、他者に指示を出しながらチームの監督をしている労働者に認定される傾向がありました。この点は新法下でも当面は同様と考えられます。

労働法の保護が厚い労働者カテゴリに利用されていた workman という用語が worker に置き換わったと理解いただければ概ね差し支えないのですが、旧法では 1 万ルピーとされていた賃金の基準が 1 万 8 千ルピーに引き上げられることによって、保護対象となる労働者カテゴリの範囲が広がった点については留意が必要です。

Fair Consulting India Pvt. Ltd.

Unit No.138, 139 & 140 , 1st Floor, JMD Mega Polis, Sector 48, Sohna Road, Gurgaon,
Haryana 122-002 INDIA

Tel : +61 3 9225 5013

岩瀬 雄一（日本国公認会計士） y.iwase@faircongrp.com

遠藤 衛（日本国弁護士） m.endo@faircongrp.com

インドネシア

1. e-Faktur (VAT 申告のための電子システム) に関する変更 : 税務総局規制 2022 年第 3 号 (PER 03)

2022 年 4 月 1 日、税務総局規制 2022 年第 3 号 (PER 03) にて e-Faktur (VAT 申告のための電子システム) に関する変更が生じた。

変更点

1. 身分証明書 (NIK) 番号・パスポート番号の記載

個人の買い手に対するインボイス発行の際には、納税者番号または NIK・パスポート番号を含める必要がある。

2. Faktur Pajak (VAT インボイス) に商品の種類を記入

- 課税対象品目である車両の譲渡の際には、少なくともブランド、タイプ、種類、品目番号およびフレーム番号が記載される必要がある。
- 課税対象品目である土地及び/または建物の譲渡の際には、その住所が記載される必要がある。

3. 外貨での取引

外貨は、Faktur Pajak の作成時の財務省の為替レートにて換算される。

4. Faktur Pajak のシリアル番号を記載する。

- Faktur Pajak を連番管理するためのシリアル番号 (NSFP) をつけること
- NSFP は、NSFP が発行された日から Faktur Pajak を作成するために使用される。

5. 取引コードの追加

付加価値税法 9 条 A に規定された VAT の金額を徴収するために、申告の際に取引コードを記載する必要がある。

6. e-Faktur の署名について

e-Faktur への署名権限者は、e-Faktur 申請において管理者として登録することにより任命される。

7. e-Faktur の H2H の申請

e-Faktur H2H の申請は税務申請サービスプロバイダー (PJAP) のみによる。

8. e-Faktur のアップロード期間の制限

e-Faktur データは、e-Faktur の作成日から翌月の 15 日までにアップロードされなければならない。

9. e-Faktur としての売上にかかる請求書 (Invoice) の調整

Invoice は、「Host-to-Host」 e-Faktur 申請および DGT の承認を得てアップロードされる場合、売上にかかる請求書は e-Faktur となる。

10. e-Faktur における VAT 関連のスタンプおよび情報について

付加価値税（PPN）または奢侈税（PPnBM）に関連するスタンプ及び情報の添付は、e-Faktur 申請を通して行われる。

11. 付加価値税事業者（PKP）である小売業者の Faktur Pajak

付加価値税事業者（PKP）である小売業者の Faktur Pajak に関する規定は、PMK-18 / PMK.03/2021 に定められている。

12. VAT-IN に関連する税務

購入者のコントロールできる範囲外で、付加価値税事業者（PKP）である販売者の責任により、PER-24/PJ/2012 に規定される Faktur Pajak が不完全であっても、付加価値税事業者（PKP）である購入者は、Input VAT を相殺することが可能である

2. 輸入品の申告に関する規定の改正について

財務省関税総局が 2022 年 4 月 21 日付けで公表した財務省関税総局規定（PER-02/ BC / 2022）が 2022 年 4 月 22 日に発効した。

この方針により、インドネシアにおける港および空港を通過する輸入品の検査においては、2022 年 4 月 25 日から輸入についての「黄色」レーンのカテゴリが削除され、「赤色」および「緑色」レーンのカテゴリのみとなる。「緑色」レーンに該当する輸入品については、輸入品のリリースの承認書（SPPB）の発行前に、当局による関連資料の調査や物理的な検査が行われない。一方、「緑色」レーンに該当する輸入品については、SPPB 発行前に、物理的検査と資料の検査が実施される。

3. 経済ニュース

【4月消費者信頼感が3カ月ぶりに前月比で上昇】

5 月 11 日のインドネシア中央銀行の発表によると、4 月の消費者信頼感指数の総合指数（I K K）は、前月から 2.1 ポイント上昇し、113.1 であった。3 カ月ぶりに前月比で上向きとなった。

【再生可能エネルギー、インドネシアから輸出はせず】

インドネシアのバプフル投資相は 5 月 18 日、再生可能エネルギーを海外に輸出しないという政府の方針を明らかにした。理由としては、インドネシアの製造業が使用する電力を再生可能エネルギーで賄うことを優先するためと説明した。

【ポーキサイトとスズ、年内に輸出禁止へ】

インドネシアのバプフル投資相は 5 月 18 日、年内にポーキサイトとスズの輸出を禁止すると明言した。具体的な開始時期は明らかではないが、ポーキサイトの禁輸が続き、スズは年末までに禁輸を実施するとされている。

【新首都における、資材の調達について】

インドネシア政府により、今後整備する新首都「ヌサンタラ」のプロジェクトの入札に関する規定が策定されている。5月20日付コンタンによれば、資材の調達にあたって、国産品や中小零細企業の製品などを優先される。また、建設事業などの物資・サービスの調達に際しては、優れた業者に発注を繰り返す「リピート オーダー」方式が導入されるとみられる。

4. コロナ関連ニュース

- ◇ 5月12日から、インドネシアの入国管理局は、60日滞在可能な訪問ビザの申請料金を200万ルピア（約1万7,600円）に変更した。また、同ビザでの入国後、60日間の延長を2回可能と規定されている。最長滞在可能日数は引き続き180日。同ビザでは1回のみ入国が可能であり、認められる渡航目的は、会議への参加や物資購入など21分類。
- ◇ インドネシアのジョコ・ウィドド大統領は5月17日、屋外での活動においてマスクを外すことを認めた。しかし、適用時期は明らかになっておらず、人が密集していない屋外でのみに限るとされている。引き続き、屋内や公共交通機関では着用義務が生じる。

PT FAIR CONSULTING INDONESIA

16th Floor MidPlaza 1 Jl. Jend Sudirman Kav 10-11 Jakarta 10220 Indonesia

TEL : +62-21-570-6215

加藤 寛（日本国公認会計士） hi.kato@faircongrp.com

Pahala Alexandra Lumbantoruan（Alex、コンサルタント） alexandra@faircongrp.com

FCG ニュースレター

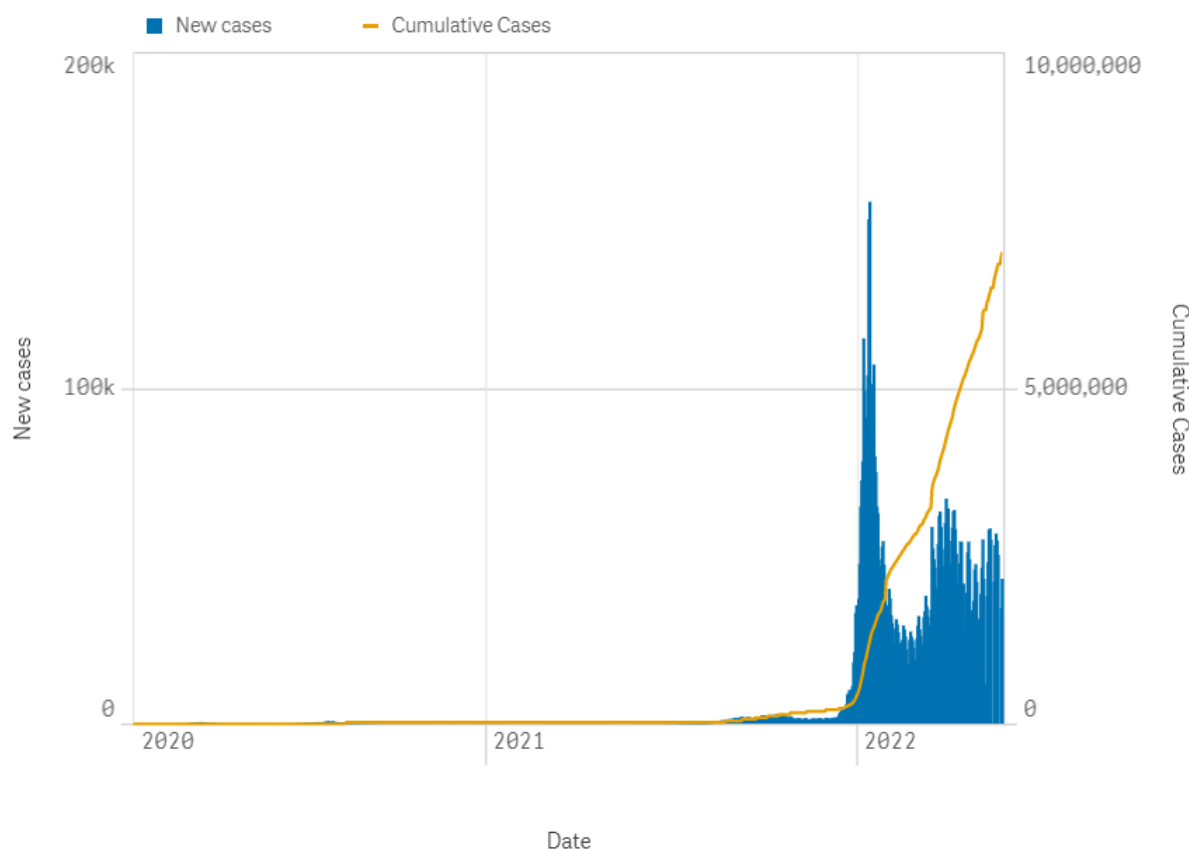
東南アジア・インド・オセアニア

オーストラリア

1. 新型コロナウイルス最新情報

オーストラリアでの日々の感染者数は直近（5月24日時点）で **43,090人** となり、4月以降見られていた減少傾向から再び増加傾向に転じています。内訳は、WA州 12,114人、VIC州 11,656人、NSW州 8,751人、QLD州 5,118人などとなっています。

Source: Department of Health, States & Territories Report 24/5/2022



- 7月1日より、日本航空（JAL）のシドニー・羽田便が週3便から**週5便に増便**されることが発表されています。
- 7月2日より、全日空（ANA）のシドニー・羽田便が週5便から**週7便に増便**されることが発表されています。

2. オーストラリア総選挙結果（9年ぶりの政権交代）

5月21日にオーストラリア下院総選挙の投開票が行われ、最大野党・労働党（アンソニー・アルバニー党首）が与党・保守連合（スコット・モリソン首相）に勝利し、**9年ぶりの政権交代**となりました。

（議席数）

労働党	保守連合	その他	未確定	合計
73	55	14	9	151

（5月24日 21:30 時点 The Guardian 予想）

- アンソニー・アルバニー党首は5月23日、第31代首相に正式に就任しました。
- 労働党が掲げている公約は以下の通りです。
 - Strengthen Medicare
メディケア（医療システム）の強化
 - Create secure local jobs
地元雇用の創出と賃金・労働条件の改善
 - Make child care cheaper
チャイルドケア強化による子育て家族支援
 - Make more things here in Australia
オーストラリア製造業の強化

【参考】過去のオーストラリア総選挙結果

	2010年	2013年	2016年	2019年	2022年
第1党	労働党	保守連合	保守連合	保守連合	労働党
第2党	保守連合	労働党	労働党	労働党	保守連合

Fair Consulting Australia Pty Ltd.

Level 31, 120 Collins Street, Melbourne VIC 3000 Australia

Tel : +61 3 9225 5013

讃岐 修治（豪州公認会計士）sh.sanuki@faircongrp.com

鳥居 裕司（日本国公認会計士/米国公認会計士/豪州・ニュージーランド国勅許会

hi.torii@faircongrp.com

 シンガポール

1. 海運関連の会計上の論点について

前号に引き続き、日系企業のシンガポールにおける海運ビジネスへの関心は継続していることから、本稿では、シンガポールにおける海運業界向けの会計上の論点について解説します。

シンガポール会計基準（FRS : Financial Reporting Standards）は、原則として国際財務報告基準（IFRS : International Financial Reporting Standards）を採用しています。したがって、シンガポールの会計基準を理解するには、日本基準とIFRSとの差異を理解することが効率的です。

海運業における日本基準とIFRSとの主な差異には、以下のような論点が存在します。

主な論点	各基準の内容
T/Cに関するリース会計	<p>◆ 日本基準</p> <p>定期備船契約（T/C : Time Charter）は、マーケットを指標とした備船料の設計や船員を含む船舶の賃貸である等の理由から、賃貸借契約ではないものと解され、リース会計の対象外とされます。</p> <p>◆ IFRS</p> <p>T/C は、船舶の賃貸と船員の配乗サービスという要素を含む取引であり、個々の実質を踏まえ、船舶の賃貸と判断される部分については、リース会計の対象とされます。</p>
借入費用の資産化	<p>◆ 日本基準</p> <p>借入費用は、一定の条件のもと、支払利息を取得原価に算入することが認められています。</p> <p>◆ IFRS</p> <p>借入費用は、適格資産の取得原価の一部を構成します。従って、竣工までに相当の期間を要する新造船に係る借入費用は、船舶の取得原価に含めなければなりません。</p>
有形固定資産の減価償却単位	<p>◆ 日本基準</p> <p>有形固定資産の減価償却単位に関する規定はなく、実務上は税法に従い処理することが一般的です。</p> <p>◆ IFRS</p> <p>取得原価の総額に対して重要性のある構成部分ごとに、個別に減価償却を実施しま</p>

	<p>す（コンポーネント・アプローチ）。従って、船舶の船体とエンジン部分等、重要性があると考えられる構成部分は、個別に減価償却を実施することを検討する必要があります。</p>
有形固定資産の 残存価額	<p>◆ 日本基準 有形固定資産の残存価額に関する規定はなく、実務上は税法に従い処理することが一般的です。</p> <p>◆ IFRS 残存価額は、耐用年数の到来時に当該資産から受領できると予想される、見積処分費用控除後の価額を言います。従って、残存価額を中古船市場の価格やスクラップ価格を基準に見積もった場合、その後それらの価額の変動に応じて、残存価額も見直す必要があります。</p>
定期検査費用	<p>◆ 日本基準 船舶の定期検査費用に関する規定はなく、実務上は各企業の基準等に従い、特別修繕引当金を計上することが一般的です。</p> <p>◆ IFRS 船舶の定期検査費用は、引当金の要件を満たさず、引当金を計上することは認められません。大規模検査に関する支出は、資産の認識要件を充足する場合、支出時点で資産として計上し、減価償却により費用化されます。</p>

Fair Consulting Singapore Pte. Ltd.

8 Temasek Boulevard #35-02A Suntec Tower Three, Singapore

TEL : + 65 6338 3180

道中 泰雄（日本国公認会計士/公認内部監査人） ya.michinaka@faircongrp.com

伊藤 潤哉（日本国公認会計士） ju.ito@faircongrp.com

タイ

1. タイ国籍者のタイ渡航前の Thailand Pass 申請許可取得の撤廃について

タイ Center of Covid-19 Situation Administration (CCSA) は 5 月 20 日に行われた会合において、6 月 1 日より、タイ国籍者にはタイ渡航前の Thailand Pass 申請許可を要求しない旨を決定しました。外国人については、4 月ニュースレターで記載した、渡航前 Thailand Pass 申請許可取得が引き続き継続されます。

しかしながら、Thailand Pass 申請許可取得では既に AI による自動スクリーニングが実施されており、

- パスポート情報
- 2 回のワクチン接種済み証明
- 1 万米ドル以上の医療保険

を Thailand Pass ページにアップロードすれば、自動的に承認許可が下りる仕組みとなっています。

また、当 CCSA 会合では、コロナウィルス感染症のエンデミック計画についても言及されており、7 月 1 日を目標に、Thailand Pass の撤廃、マスク着用緩和、遊興施設の規制緩和等を進めていくことが期待されています。

2. 個人情報保護法 (PDPA) 施行について

2019 年に公表された個人情報保護法案 (PDPA) につき、公表 1 年後の発効 (当初は 2020 年 5 月 27 日より発効) とされていたものが、コロナウィルス感染拡大に伴って 2 度の発効延期がされており、2022 年 6 月 1 日からの効力発生となっております (弊社ニュースレター 2021 年 5 月号参考)。

現時点において、再延期の決定はされておらず、予定通り、2022 年 6 月からの効力発生となる見込みです。しかしながら、PDPA の細則は公表されておりません。当面、事業者側は不明確な状況に置かれる事となりますが、当局の査察や、罰則の適用等が直ちに行われる可能性も低いものと考えられます。引き続き、実務対応の状況を注視していくことが薦められます。

3. 社会保障法の改正案について-社会保障年齢の引き上げ

2022 年 5 月 10 日の閣議決定において、社会保障法 (Social Security Act) の改正案が可決されました。当該改正案は多岐に渡る内容を含んでおりますが、雇用者側に影響のある内容は以下となります。

● 第 33 条被保険者 (事業所で雇用される労働者/従業員の被保険者)

被保険者の年齢について、旧法令では満 15 歳以上、60 歳未満となっておりますが、今回の改正案では、満 15 歳以上、65 歳未満となっています。

これまでは 60 歳など会社で定める定年時に社会保険から脱退し、定年再雇用制度によって再雇用され働き続ける人は、社会保険加入の対象とはなっていませんでしたが、当改正案が法制化される場合には、65 歳までは引き続き社会保険に加入し続けることが求められます。

(タイ内閣公表ニュース-5月10日閣議決定-Law No.4)

<https://www.thaigov.go.th/news/contents/details/54442>

Fair Consulting (Thailand) Co., Ltd.

18th Floor, 29 Bangkok Business Center, Soi Sukhumvit 63 (Ekkamai), Sukhumvit Road,
Klongton Nuae, Wattana, Bangkok, 10110 Thailand

Tel : +61 3 9225 5013

子田 俊之 (日本国公認会計士) to.kota@faircongrp.com

フィリピン

1. フィリピンの状況（2022年5月20日現在）

4月1日より海外から入国する外国人は、入国免除文書(EED: Entry Exemption Documents)を取得せずにフィリピンへの入国が可能となった。日本旅券保有者は、無査証での渡比が可能となるため、商用目的での入国者の増加が見込まれる。

フィリピン入国に際し、ワクチン接種証明書や出発48時間以内に実施したRT-PCR検査の陰性証明書、新型コロナウイルスに感染した際の治療費をカバーする保険への加入、渡航前のオンラインフォーム(One Health Pass)への登録は引き続き求められる。

また、フィリピン入国後は、健康状態について7日間の自己観察を行い、症状が出た場合はフィリピン現地地方自治体への報告が必要となる。最新情報は、各機関の情報をご確認されたい。

5月9日にフィリピン大統領選挙が行われ、非公式集計では故マルコス元大統領の長男フェルディナンド・ロムアルデス・マルコス・ジュニア（通称：ボンボン・マルコス）氏の当選が確実になった。選挙戦では「団結」を掲げ、雇用増大、物価の引き下げ、農業とインフラへの投資拡大を公約していた。また、ボンボン・マルコス氏は、父である故マルコス元大統領が建設を始め、失脚直後に凍結されたバタアン原子力発電所の再整備を掲げている。ドゥテルテ政権が原発推進を決定したことを追い風に、稼働させる可能性が高まっている。

ボンボン・マルコス氏とペアを組んだドゥテルテ現大統領の娘であるサラ・ドゥテルテ氏は副大統領への就任が確実視されており、同時に教育相への就任を要請されている。

現時点で内定している閣僚ポストは教育省、内務省の2つで、経済担当閣僚は未だ発表されていない。

2. 登録輸出企業に付与される非所得関連税制の優遇措置の暫定規定の明確化

RMC NO. 38-2022によると、共和国法第11534号(通称CREATE法)施行以前から存在する登録輸出企業(REE)のうち、既存の所得税優遇措置を引き続き利用するすべての企業は、登録されたプロジェクトまたは活動に直接起因し、かつ専ら利用されている現地での購入に対し、以下の暫定期間が満了するまで引き続き付加価値税(VAT)ゼロ%の優遇を享受し続けることができることが明らかとなった。

- ・法人税免税期間(インカムタックスホリデー, ITH)のみが与えられるREE: ITHの期限まで
- ・ITH及び/または売上総利益に5%課税するREE: 10年の期間が満了する時まで

3. 修正確定申告に係る課徴金の不賦課

RMC 43-2022によると、当該規定は従来の規定(RMC 54-2018及びRMC 46-1999)を調整するために発行されたものである。従来の規定によると、修正された確定申告書ごとに追加税額が発生する場合には、納付される追加税額25%の課徴金を課すこととされているが、これは納税者が自発的に修正申告した場合にも適用されており、納税者が正しい税額を自発的に支払うことを妨げていた。

RMC 43-2022の公表により、納税者が確定申告期限日以前に最初の確定申告書を提出することができた場合

には、修正された確定申告書に 25%の課徴金は課されないこととなった。一方、税務調査の結果、確定申告書が所定の期間または期限を過ぎて提出されたことが明らかになった場合は、25%の課徴金が課せられる。

4. 4 月中に発表されている会計・税務等に関する主な内容

発行日	発行元	通達番号	内容
4月6日	BIR	通達 RMC NO. 36-2022	投資促進機関 (IPA) が発行する VAT ZERO Certificate のテンプレートが更新された。当該テンプレートについては、BIR のホームページにてダウンロードが可能である。
4月8日	PEZA	プレスリリース	PEZA 登録企業、PEZA 登録 IT-BPO 企業は、LOA(Letter of Authority)の取得、その他必要書類の提出により、4月1日以降も 30%の在宅勤務を認めるとした。なお、当該承認は 2022 年 9 月 30 日までとなっている。

FAIR CONSULTING GROUP PHILIPPINES, INC.

Unit 2103, 21F, Philippine Axa Life Centre, 1286 Sen.Gil Puyat Ave. corner Tindalo St., Makati City, Metro Manila, Philippines 1200

TEL : +63-2-8832-5408

杉山 陽祐 (米国公認会計士・米国税理士) yo.sugiyama@faircongrp.com

大久保 匠悟 (日本公認会計士) sho.okubo@faircongrp.com

渡邊 悠 ha.watanabe@faircongrp.com

★ ベトナム

1. 税務調査について

A. 税務調査の推移

2016～2021 年度の税務調査件数、追徴額、損金否認額は以下のとおりです。

年度	件数	追徴額		損金否認額	
		単位： 十億 VND	単位： 十億円	単位： 十億 VND	単位： 十億円
2016	329	607.52	2.96	5,612.21	27.38
2017	364	1,306.00	6.37	6,022.00	29.38
2018	593	1,637.88	7.99	4,808.00	23.45
2019	579	1,164.00	5.68	5,854.00	28.56
2020	339	681.51	3.32	10,046.23	49.01
2021	300	793.00	3.87	2,780.00	13.56

2019 年度までは税務調査件数が増加しましたが、2020 年度と 2021 年度はコロナ禍の影響で減少しました。また、コロナ禍での税収の減少を受け、税務総局は 2022 年 3 月 17 日付の通達 No. 769/TCT-TTKT で税務調査の強化方針を発表しました。

B. 税務調査対象事業者の傾向

2022 年度は以下の事業者が税務調査対象とされる傾向があります。

1. 高い税務リスクがある事業や、税制優遇措置を受ける事業者
2. E-コマースやデジタル経済関連事業者
3. 資本移転、商標、プロジェクトの譲渡を実施する事業者
4. 関連者間取引を実施する事業者
5. 輸出取引を実施し、かつ付加価値税（VAT）還付額が膨大な事業者

C. 税務調査の流れ

税務調査の流れは以下のとおりです。

1. 税務当局より調査スケジュールの通知
2. 税務調査実施（一般的には1週間程度実施）。なお、実地調査の前に様々な資料の要求があるケースもあります。
3. 税務当局より議事録の発行（データ確認議事録 → ドラフト → 最終版）。税務当局発行の議事録に反論があれば、納税者の意見を述べることは可能です。
4. 税務当局より決定書の発行。議事録に署名後、2週間程で発行されます。

D. 罰金

ベトナムでは税務調査時に過去に遡って課税がされ、未納税金（本税）がある場合、以下のように延滞税と加算税が課せられます。仮に脱税と判断された場合、当該税金額（本税、または過剰に還付を受けた本税）の100%～300%を重加算税として支払わなければなりません。なお、税務調査前に修正申告をした場合には、延滞税のみ課せられます。

税目	税率	0 - 5 年前	5 - 10 年前	10 年以上前
本税	-	納税義務有	納税義務有	納税義務無
延滞税	0.03%/日=10.95%/年	発生	発生	発生しません
加算税	20%	発生	発生しません	発生しません
重加算税	100% - 300%	発生	発生しません	発生しません

例) 税務調査の指摘で2年前の100,000 VNDが未納で、加算税が課せられる場合

延滞税 : $21,900 = 100,000 \times 0.03\% \times 365 \text{ 日} \times 2 \text{ 年}$

加算税 : $20,000 = 100,000 \times 20\%$

合計 : $141,900 = 100,000(\text{本税}) + 21,900(\text{延滞税}) + 20,000(\text{加算税})$

E. 税務調査時に必要な書類及び資料

税務調査時に必要な書類及び資料は以下のとおりです。

- a) 投資登録証明書
- b) 企業登録証明書
- c) 税コード証明書
- d) 会計監査済財務諸表
- e) 各種税務申告書
 - ✓ VAT 申告書
 - ✓ 購入・販売の物品・サービスの一覧表
 - ✓ 控除可能な仕入 VAT の一覧表
 - ✓ 個人所得税 (PIT) 申告書 (月次または四半期、および年次確定申告)
 - ✓ 外国契約者税 (FCT) 申告書
 - ✓ 法人所得税 (CIT) 確定申告書
- f) その他書類
 - ✓ 会計帳簿
 - ✓ 会計証憑
 - ✓ その他関連書類・資料
 - ✓ 納税証憑 (納税を証明する証憑、送金依頼書など)

F. 税務調査実施前の対策

税務調査実施前の対策として、以下が挙げられます。

- a) 投資登録証明書と事業内容を照合し、問題等はないか
例) 投資登録証明書に記載がなく、ベトナム当局が条件を付けているもしくは禁止している業務の付加価値税申告、法人所得税法上の損金計上の有無
- b) 税務当局から事前あるいは調査中に提出又は提示が求められる資料は一式揃っているか
例) 現金出納帳、銀行取引明細書、総勘定元帳、取引函、組織図、資本関係グループ図などを含む

c) 会計帳簿、各種申告書とその数字の根拠資料、伝票を照合し、不適切な処理や誤りはないか。また、基礎資料は全て揃っており、日本語、英語表示のものはベトナム語に翻訳されているか。

税務調査の対応が円滑にできず、結果として多額の追徴課税を受け入れざるを得ないケースも散見されます。専門的な判断が必要な場合がありますので、不明な点がございましたら専門家のアドバイスを仰ぐことをお勧めします。

Fair Consulting Vietnam Joint Stock Company

■ Hanoi Office

3F, Leadvisors Place, 41A Ly Thai To St, Hoan Kiem Dist., Hanoi

TEL : + 84 24 3974 4839

石井 大輔 (日本国公認会計士) da.ishii@faircongrp.com

■ Ho Chi Minh Office

Room 902, 9th Floor, HD Tower, 25 Bis Nguyen Thi Minh Khai St, Ben Nghe Ward, District 1, Ho Chi Minh City

TEL : + 84 28 3910 1480

藤原 裕美 (豪州公認会計士) hi.fujiwara@faircongrp.com

草野 航平 ko.kusano@faircongrp.com

マレーシア

1. 2022 年の税務調査に関するフレームワークの更新について

マレーシア内国歳入庁 (IRBM) は、2019 年 12 月 15 日付のフレームワークに代わり、新たな税務調査のフレームワークを公表しました。本フレームワークは 2022 年 5 月 1 日から有効となります。本稿では、主な変更点についてご説明致します。

① 違反回数が少ない場合のペナルティの減額

1967 年所得税法 (ITA) 113 条(2)に基づくペナルティ (所得の申告漏れ、過少申告等があった場合のペナルティ) は、下表の料率で課されることになります。

違反回数	ペナルティ料率
初回	15%
2 回目	30%
3 回目以降	45%

本フレームワークにおいて、1 回目・2 回目の違反有無の決定は、2020 年 1 月 1 日から 2022 年 4 月 30 日までの間に ITA113 条(2)に基づき課されたペナルティ記録に基づいて、以下のように行われます。

- 2020 年 1 月 1 日から 2022 年 4 月 30 日までの間に納税者がペナルティを課された履歴が無い場合、2022 年 5 月 1 日以降に初めてペナルティを課されるタイミングで、初回違反 (15%) とみなされます。
- 2020 年 1 月 1 日から 2022 年 4 月 30 日までの間に納税者がペナルティを課された履歴がある場合、2022 年 5 月 1 日以降の監査でペナルティを課される時、当該違反が 2 回目の違反 (30%) とみなされます。

② 虚偽申告を行った場合のペナルティ

納税者が故意に虚偽申告を行ったことが判明した場合、不足税額に対して 100%のペナルティが課されます。

③ テクニカルアジャストメントの適用

- テクニカルアジャストメントが適用される場合、ITA113 条(2)に基づく所得の過少申告または申告漏れに対するペナルティは課されません。
- テクニカルアジャストメントとは、個々の事例の事実関係に基づく税法の解釈に相違がある場合に適用される措置となります。
- Public Ruling および各種ガイドライン等に記載がある事例については、テクニカルアジャストメントは適用され

ません。

④ 自主開示を行う場合のペナルティの減額

- 自主開示制度は、所得税の申告書を提出した納税者のみ利用が可能であり、無申告の場合には利用できません。また、自主開示は IRBM による税務調査の開始前に行う必要があります。
- 自主開示を行った場合の ITA113 条(2)に基づくペナルティ料率は 15%になります。
- 既に最初の自主開示を行っている納税者が、申告期限から 6 か月以内に追加の自主開示を行う場合のペナルティ料率は 10%となります。

⑤ 税務調査の名称変更

従来は Desk audit（机上調査）と Field audit（実地調査）の 2 種類の調査方法がありましたが、本フレームワークによると General review（一般的なレビュー）と Comprehensive review（包括的なレビュー）の名称に置き換わります。

Fair Consulting Malaysia Sdn. Bhd.

Suite 2B-2-1, Level 2, Tower 2B, Plaza Sentral, Jalan Stesen Sentral 5,

50470 Kuala Lumpur, Malaysia

TEL : + 60 3 2742 7790

青木 貴宣（日本国税理士）ta.aoki@faircongrp.com

松本 健太郎（日本国公認会計士）ke.matsumoto@faircongrp.com

【本ニュースレターおよび、弊社サービス全般に関するお問い合わせ先】

株式会社フェアコンサルティング <https://www.faircongrp.com/>

〒104-0045 東京都中央区築地一丁目 12-22 コンワビル 7 階

TEL : +81-3-3541-6863

Global RM 部 grm@faircongrp.com

YouTube チャンネルでも、情報発信しています

<https://www.youtube.com/c/FairConsultingGroup>

「FCGニュースレター 東南アジア・インド・オセアニア」の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCGニュースレター 東南アジア・インド・オセアニア」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCGニュースレター 東南アジア・インド・オセアニア」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。